

経営事項審査の再審査申立について

令和3年12月広島県土木建築局建設産業課

令和3年6月16日から「レベル判定システム」が運用を停止し、「技術職員数」及び「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況」に係る審査に必要な能力評価の結果を証する書面等が入手できない状況となっていました。

このことに伴い、当初申請時に当該審査に係る確認書類を提出できなかった申請者は、再審査申立をすることで、当該審査を踏まえた結果通知を受けることができます。

1 対象者

令和3年6月16日以降に経営事項審査を申請し、能力評価の結果を証する書面を提出できなかった者

※ 「再審査の申立て」は義務ではありませんので、必要な場合に再審査申立を行ってください。

※ 能力評価基準のうち、グラウト技能者能力評価基準及び硝子工事技能者能力評価基準による評価については、令和3年12月27日現在において能力評価関係事務が再開されていない状況のため、これらの能力評価基準による評価の結果を証する書面等の再発行を希望する場合は、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課建設キャリアアップシステム推進室へ問い合わせてください。

2 再審査の対象事項

- (1) 技術職員名簿に記載する有資格区分コード703,704
- (2) 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況に係る審査項目(W10)

3 受付期間

令和4年1月4日(火)から令和4年4月26日(火)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前9時～11時及び午後1時～4時)

4 手数料

無料

5 必要書類

- (1) 経営事項審査申請書(申立内容にかかわらず、アからエまで全部)
 - ア 経営事項審査再審査申立書(様式第25の1420001帳票)
 - イ 工事種類別(元請)完成工事高(別紙1 20002帳票)
 - ウ 技術職員名簿(別紙2 20005帳票)
 - エ その他の審査項目(別紙3 20004帳票)
- (2) 再審査対象となる経営事項審査結果通知書の写し

- (3) 当初の経営状況分析結果通知書（10006帳票）の写し
- (4) 当初の経営事項審査申請書の写し（当初申請時の上記(1)のアからエまで全部）
- (5) 技術職員の雇用期間及び常時雇用の確認資料（当初の申請時に提出した者を除く）
- (6) 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況に関する確認資料
 - ア 別記様式第5号「技能者名簿」
 - イ 技能者の雇用期間及び常時雇用の確認資料（当初申請時に提出した者を除く）
- (7) 能力評定（レベル判定）結果通知書又はその写し

※ (5), (6)は再審査する項目についてのみ提出してください。

6 再審査の申立書記載等の留意事項

- (1) 申立書類は通常の経営事項審査の申請と同様にすべて記載してください。
- (2) 申立書の不要な部分を消去してください。
- (3) 項番02, 06, 07, 15, 20は、当初申請時の記載内容を記載してください。
- (4) 項番05は「4」又は「5」を記載してください。

{	「4」：営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
}	「5」：経営規模等評価の再審査の申立

※通常、総合評定値もあわせて請求されるため「4」となります。
- (5) 項番08から14までは、商号又は名称代表者又は個人の氏名主たる営業所の所在地等が変更となっている場合は新しい内容を記載してください。変更がない場合は当初申請時の記載内容を記載してください。
- (6) 「審査結果の通知の年月日」の欄には、旧結果通知書の通知年月日を記載してください。
- (7) 「再審査を求める事項」欄に「令和3年12月27日施行の特例に係る事項」と記載し、「再審査を求める理由」欄には、「確認書類を取得できなかったことによる」と記載してください。
- (8) 今回改正されていない評価項目については、当初の申請内容と異なる内容を記載することはできません。
- (9) 当初申請時に提出している確認書類等は、上記5のものを除き、添付不要です。

7 申立書等の提出方法

- (1) 必要部数

内 容	部数	内 訳			編綴
		県庁用	事務所用	申立者用	
①経営規模等評価再審査申立書（20001帳票）（総合評定値請求書）	3	○	○	○	ア
②別紙一 工事種類別（元請）完成工事高（20002帳票）	3	○	○	○	
③別紙二 技術職員名簿（20005帳票）	3	○	○	○	
④別紙三 その他の審査項目（社会性等）（20004帳票）	3	○	○	○	
⑤当初の経営状況分析結果通知書（10006帳票）の写し	1	○	—	—	

内 容	部 数	内 訳			編 綴	
		県庁用	事務所用	申立者用		
当初申請の写し	⑥経営規模等評価申請書（20001帳票）（総合評定値請求書）	1	○	—	—	イ
	⑦別紙一 工事種類別（元請）完成工事高（20002帳票）	1	○	—	—	
	⑧別紙二 技術職員名簿（20005帳票）	1	○	—	—	
	⑨別紙三 その他の審査項目（社会性等）（20004帳票）	1	○	—	—	
	⑩経営事項審査結果通知書	1	○	—	—	
⑪知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況に関する確認資料	2	○	—	○		
⑫委任状（行政書士等へ委任する場合）	1	○	—	—		

(2) 提出書類の綴り方

ア及びイのとおり紐綴じして、ダブルクリップ等でまとめて提出してください。

ア 県 庁 用	①～⑤
建設事務所用	①～④
申立者用	①～④
イ 県 庁 用	⑥～⑫
建設事務所用	不要
申立者用	⑪

8 結果通知書の交付時期

結果通知書は、申立受付から約2か月後に簡易書留郵便で送付する予定です。

9 申立書等の提出先

建設事務所名	住所	電話番号
	所管地域	
西部建設事務所 建設業課	広島市南区比治山本町16-12	(082)250-8161
	広島市，大竹市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，府中町，海田町，熊野町，坂町，安芸太田町，北広島町	
西部建設事務所呉支所 管理課	呉市西中央一丁目3-25	(0823)22-5400
	呉市	
西部建設事務所東広島支所 管理課	東広島市西条昭和町13-10	(082)422-6911
	竹原市，東広島市，大崎上島町	
東部建設事務所 管理課	福山市三吉町一丁目1-1	(084)921-1311
	三原市，尾道市，福山市，府中市，世羅町，神石高原町	
北部建設事務所 管理課	三次市十日市東四丁目6-1	(0824)63-5181
	三次市，庄原市	